

門真市立水桜学園 簡易専用水道検査業務

特記仕様書

門真市教育委員会事務局
教育部 教育総務課

1. 施設名

- ・門真市立水桜学園

2. 検査方法

- ・水道法第34条の2第2項に基づき、受水槽及び高架水槽の検査を実施すること。
- ・10m³以下の槽についても検査を実施すること。
- ・検査結果について、報告書を提出すること。

3. 高架水槽及び受水槽と容量

- ・別紙、設計図書参照